

《資料1》

第3回愛荘町庁舎等の あり方検討委員会資料

第2回検討委員会振り返り

令和2年4月28日(火)

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

第2回検討委員会における主な意見のまとめ

- 1.福祉機能や社会教育機能は、民間団体や民間企業への代替を含めた民間活力導入の視点を持つこと。
- 2.公共施設の持ちすぎは財政負担が多額となるため、公共施設のスリム化を図る。
- 3.他の自治体を見習い、スピード感をもって取り組む。
- 4.施設の集約を進めた時に発生する「不便」に対して、どのように対応するのか考えながら進めていく事が大事。
- 5.耐震診断を必要とする施設を残すのであれば、結果に基づいた改修費用が必要となることを考えておかなければいけない。
- 6.庁舎は一つに集約し、支所機能を設ける。
- 7.支所機能はどのような想定をしているのか。
- 8.庁舎集約時の必要面積(基準)はあるのか。何らかの工夫をするのか。
- 9.庁舎集約に係る増改築はあるのか。その際の費用と維持コストの比較検証が必要。(福祉施設も同様)
- 10.福祉センターは機能の集約を出来るだけ早く進めた方がよい。
- 11.福祉センターはどちらか無くなるのか。残るなら支所機能的な考えがあるのか。
- 12.福祉センターを一方にまとめるとしたら利用者を賄うことは出来るのか。

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

第2回検討委員会における主な意見のまとめ

13. 公民館、町民センターは老朽化が激しいため、将来的なことを考え“除却”を言及してはどうか。
14. 公民館、町民センターは、「ハーティーセンター秦荘」や「ゆめまちテラスえち」を含めて集約を考えるべき。
15. 公民館と町民センターは維持継続していくと資料からは読み取れるが、どのように考えている。
16. 保健センターは事務所機能を集約されたが、その後の住民の声はどうか。
17. 保健センターの有人化の意味は。
18. 旧愛知川警部交番は解体し駐車場として活用。
19. 交付税縮減後の影響はどの程度あるのか。
20. 資料2のねらい(めざすところ)と基本的な考え方の関連性を図式にまとめてほしい。
21. 合併された自治体が、どのような対策をとられていたか。
22. 図書館が2つあるが、いつ検討するのか。
23. 町の具体案(考え)があるなら示してほしい。委員会に求めるところは何か。
24. 今後、合併は見込んでいるのか。

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

第2回検討委員会における各委員からの意見の内、次の点について整理をしましたので情報共有します。

1. 支所機能について
2. 庁舎集約に必要な面積(基準)について
3. 保健センター集約化に対する住民の声(意見)について
4. 公民館の機能について
5. ねらいと基本的な考え方の図式について
6. 市町村合併について

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

1. 支所機能について

◇根拠法令

地方自治法第155条〔支庁・地方事務所・支所・出張所の設置、区域〕

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、**市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。**

◇支所と出張所の相違

- ・支 所・・・市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る。
- ・出張所・・・住民の便宜のために役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理する。

◇県内合併市町の状況

市町名 区分	甲賀市	野洲市	高島市	東近江市	長浜市	大津市	近江八幡市
支 所			5	6	8	36	1
出張所	23	1		1			

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

2. 庁舎集約に必要な面積(基準)について

◆総務省「起債許可標準面積算定基準(平成23年度廃止)」に基づく算定

- ・庁舎内の職員数をもとに事務室や会議室等の基準面積を算定。
- ・議員数をもとに議事堂等、面積を算定。
※ただし、町民交流、防災機能、福利厚生等のための面積が含まれない

◆換算職員数

基準区分	特別職 三役	政策監級	課長級	課長補佐 係長級	一般 職員	臨時嘱託	合計
職員数	3	6	25	32	83	40	189
換算率	12.0	2.5	2.5	1.8	1.0	1.0	
換算職員数	36	15	62.5	57.6	83	40	294.1

※職員数については、定数最大雇用から出先機関職員を除いた数を計上。

※換算率については、総務省「起債許可標準面積算定基準」による人口5万人未満の換算率により算定

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

2. 庁舎集約に必要な面積(基準)について

◆庁舎面積の算定

区分	室名	算定基準	算定面積
①事務室	事務室(応接室を含む)	4.5m ² × 換算職員数(294.1人)	1,323.45m ²
②倉庫	倉庫	①事務室面積の13%	172.05m ²
③会議室等	会議室、電話交換室、トイレ、洗面所、その他の諸室	7.0m ² × 職員数(189人)	1,323.00m ²
④玄関等	玄関、広間、廊下、階段、その他の通行部分	①～③の合計の40%	1,127.40m ²
⑤議会	議場、委員会室、議員控室	35m ² × 議員定数(14名)	490.00m ²
合 計			4,435.90m ²

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

2. 庁舎集約に必要な面積(基準)について

◆国土交通省「新営庁舎面積算定基準」に基づく算定

- ・庁舎内の職員数をもとに事務室や会議室等の基準面積を算定。
- ※議会機能に有する面積や町民交流、防災機能、福利厚生等のための面積が含まれない。

◆換算職員数

基準区分	特別職 三役	政策監級	課長級	課長補佐 係長級	一般 職員	臨時嘱託	合計
職員数	3	6	25	32	83	40	189
換算率	10.0	2.5	2.5	1.8	1.0	1.0	
換算職員数	30	15	62.5	57.6	83	40	288.1

※職員数については、定数最大雇用から出先機関職員を除いた数を計上。

※換算率については、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による地方小官署(署、所)の換算率により算定

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

2. 庁舎集約に必要な面積(基準)について

◆庁舎面積の算定

区分	算定基準	算定面積
① 事務室	4㎡×換算職員数×1.1	1,267.64㎡
② 会議室	職員100人当り40㎡、10人増ごとに4㎡×1.1	79.60㎡
③ 電話交換室	算定基準より(回線数 80~100)	40.00㎡
④ 倉庫	事務室面積(ただし×1.1前の面積)×13%	149.81㎡
⑤ 宿直室	1人当り10㎡、1人増ごとに3.3㎡(2名を想定)	13.30㎡
⑥ 庁務員室	1人当り10㎡、1人増ごとに1.65㎡(2名を想定)	11.65㎡
⑦ 湯沸室	算定基準より(標準:6.5㎡~13㎡)	13.00㎡
⑧ 受付および巡視溜	1.65㎡×(人数×1/3) 2人を想定 最小6.5㎡	6.50㎡
⑨ 便所及び洗面所	職員数×0.32㎡	60.48㎡
⑩ 医務室	算定基準より(職員数150人~200人 → 65㎡)	65.00㎡
⑪ 売店	職員数×0.085㎡	16.07㎡
⑫ 食堂および喫茶店	算定基準より(職員数150人~200人 → 97㎡)	97.00㎡
⑬ 議事堂等	総務省基準を準用 35㎡×議員定数14人	490.00㎡
⑭ 機械室(冷暖房)	算定基準より (①~⑬の合計面積 2,000㎡~3,000㎡ → 436㎡)	436.00㎡
⑮ 電気室	算定基準より (①~⑬の合計面積 2,000㎡~3,000㎡ → 78㎡)	78.00㎡
⑯ 玄関、広間、 廊下、階段室等	①~⑮の合計面積×0.4 ※①②は×1.1前の面積とする	1,082.08㎡
合計		3,906.13㎡

総務省基準 4435.90㎡

国交省基準 3906.13㎡

参考 (保健センター面積を含まない)

秦荘庁舎延床 2,734㎡

総務省基準との差 ▲1,701㎡

国交省基準との差 ▲1,172㎡

愛知川庁舎延床 3,791㎡
(内、地下機械室 258㎡)

総務省基準との差 ▲902㎡

国交省基準との差 ▲373㎡

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

3. 保健センター集約化に対する住民の声(意見)について

◇集約の動き

- ・平成18年2月合併時、秦荘保健センターで健康づくり事業、愛知川保健センターで母子保健事業を実施。
- ・平成20年6月から、愛知川保健センターに健康推進課職員を集約し、秦荘保健センターは当番制で出勤対応。
- ・平成26年4月から、秦荘保健センターの開所を週1回とする。
- ・平成31年4月から、健康推進課職員が他課との連携強化のため愛知川庁舎内に移動し、両保健センターは事業実施会場としてのみ活用、普段は無人となる。

◇集約化に対する住民の声(意見)

既に保健センター機能(健康推進課)は愛知川庁舎内に集約しているが、特にクレームや困りごと等を聞いていない。

◇集約化による評価と課題

健康推進課が愛知川庁舎内に移動したことにより、他課との連携が円滑に行え、住民へのスムーズな支援が行えるようになった。

しかし、両保健センターは普段無人となるため、庁舎への案内を表示しているが、そのことを知らずに保健センター建物に来られた方が困られているときがある。

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

4. 公民館の機能について

◇公民館の目的(社会教育法第20条)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

◇公民館の事業(社会教育法第22条)

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

◇公民館の運営方針(社会教育法第23条)

公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

4. 公民館の機能について

◇個別施設計画では

- ・個別施設計画は、公民館と町民センターの2施設のあり方に限り議論。
- ・社会教育施設としての公民館機能(役割)を維持することが大事。

◇今後の具体的な方向性

- ・時代のニーズに沿った形で柔軟に対応できるよう、コミュニティーセンターに転換するなど、効果的・効率的な運営ができるよう集約化を進める。



◇今回、検討委員会の意見等を踏まえて

- ・2施設だけでなく、ハーティーセンター秦荘など、類似施設を含めての具体の方針案を検討する

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

5. ねらいと基本的な考え方の図式について

第2回検討委員会資料NO2で示した各施設ごとの方向性に向けた「ねらい」と行政機能の配置の最適化にあたっての基本的な考え方との関連を図式として示す。

各施設の方向性に向けた ねらい(めざすところ)		行政機能の配置の最適化に あたっての基本的な考え方		住民の利便性の向上 (ワンストップサービス)	多様化する行政需要に 対応したサービスの提供 (適切なサービス)	危機管理拠点 としての機能 (安全安心の確保)	効率的・効果的な 行政運営 (事務の効率化)	将来世代の負担軽減 (持続可能な行政運営)	民間事業者による代替 (民間活力の導入)
庁舎	一庁舎に機能集約することで分かりやすくなる	●							
	一庁舎で様々な用件を完了	●	●						
	専門分野など担当部署連携によりスムーズな対応	●	●						
	複数部署にまたがる案件に対する意思決定を迅速化	●	●		●				
	有事の際等、関係部署の情報共有や連携・対策を速やかに展開	●			●	●			
	職員の庁舎間移動時間や待ち時間リスクを削減				●	●		●	
	庁舎維持管理費や公用車の保有台数の縮減					●		●	
福祉センター	総合福祉センターの一本化で分かりやすくなる	●							
	利用者ニーズの把握とサービス内容の見直しができる	●	●		●				●
	設備投資がしやすくなり、利用者に快適な空間を提供	●	●						
	施設の維持管理面において適切な管理および費用削減が図れる						●	●	
	職員間の連携がとりやすくなる	●			●				
	機能の集約化により、組織体制のスリム化が図れる							●	●
保健センター	保健センターの有人化により、いつでも気軽に相談できる	●							
	プライバシーの配慮など安心して相談できる	●	●						
	関係部署の連携により、適切な相談や支援を受けられる	●	●		●				
	行事で使用してはいないスペースを有効利用できる						●	●	
町民センター 公民館	社会教育は、場所を問わず活動することができることが大事である	●							●
	社会の変化と住民ニーズに対応した仕組みを構築していく	●	●				●		●
	施設設備の維持管理・更新を適切に行い、利用者に快適な空間を提供	●	●		●			●	●

第2回検討委員会の意見等について(振り返り)

6. 市町村合併について

わが国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,718市町村にまで減少

- ・**明治の大合併** 明治21年(1888年)**71,314**市町村 → 明治22年(1889年)**15,859**市町村
○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300~500戸を標準として全国一律に町村の合併を実施
- ・**昭和の大合併** 昭和28年(1953年)**9,868**市町村 → 昭和36年(1961年)**3,472**市町村
○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進
- ・**平成の大合併** 平成11年(1999年)**3,229**市町村 → 平成22年(2010年)**1,730**市町村
○地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進

- ・過去3度の合併が、概ね半世紀ごとに推進されている。
- ・合併特例債や合併算定替制度による手厚い財政措置により推進された平成の合併も、平成22年3月末で一区切りとなった。

今後の基礎自治体による行政サービスの提供体制の考え方

地方公共団体の連携・協力等による地域の枠を超えた連携、地域の共助組織との連携、民間サービスの活用等による組織の枠を超えた連携、行政のデジタル化等による技術を活かした対応など、必要となる対応を長期的な視点で選択していくことが重要

出典:総務省(第32次地方制度調査会 答申より抜粋)